国民健康保険料納入通知書の見方について

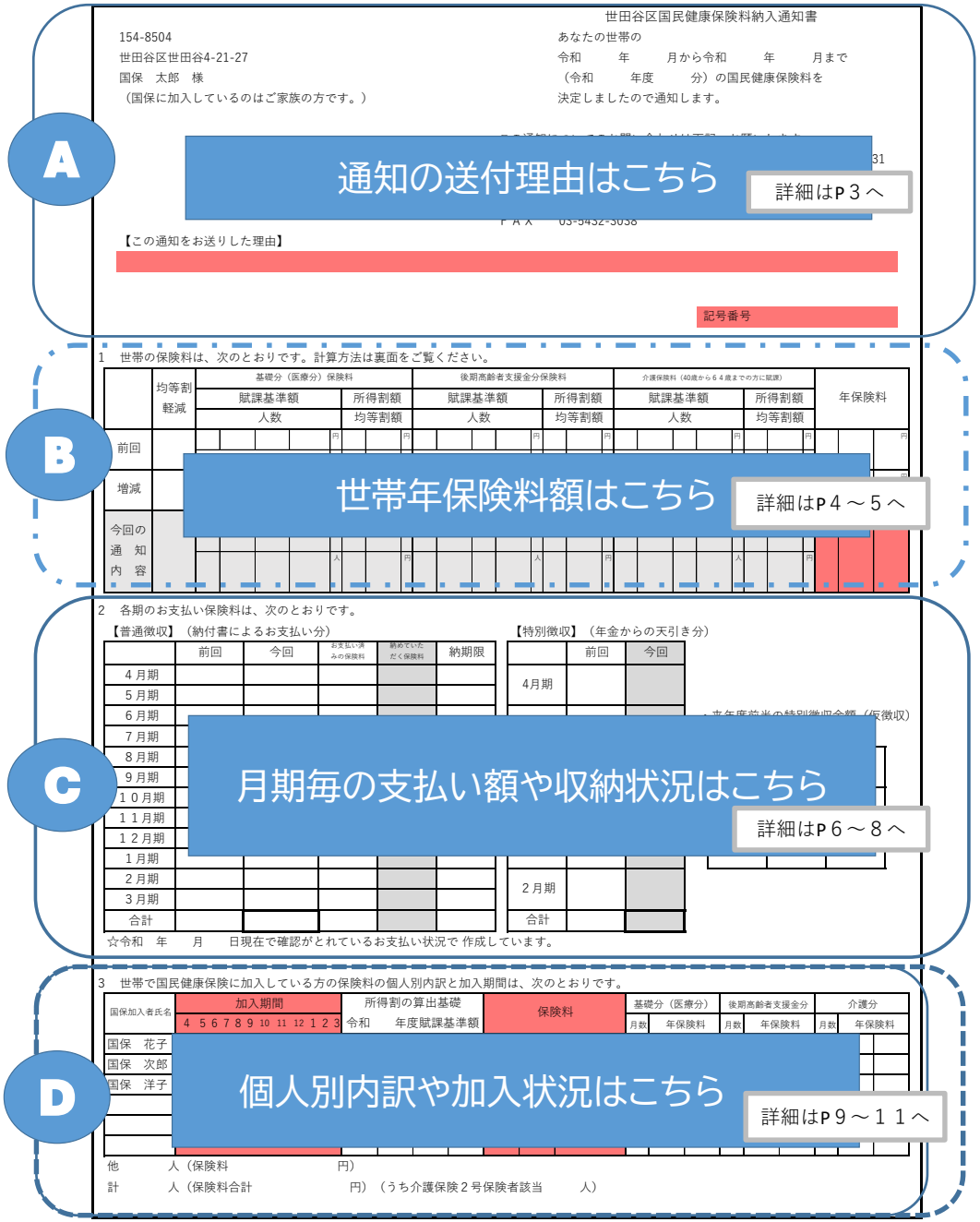

確認できること

当誌掲載の区HPページ番号の活用方法はP2へ

A

・保険料の決定期間
・通知をお送りした理由
・記号番号(問い合わせ時にお知らせください)

詳細はP３へ

世帯主が国保に加入しておらず、**世帯内に加入者がいる場合**、宛名の下に（国保に加入しているのはご家族の方です。）と記載されます。

B

・年額の変更前(前回)変更後(今回)
※初めての決定は前回は空欄です。
・年額の内訳(基礎分・後期高齢者支援金分・介護保険料)
・均等割額の軽減割合
※軽減の適用外の場合は空欄です。

詳細はP４～５へ

C

・月期ごとの変更前(前回)変更後(今回)
※初めての決定は前回は空欄です。
・保険料のお支払い状況(支払い済み、未納、納期限)
※変更時点で納期限が過ぎている場合は納期限が「******」表示になります

詳細はP６～８へ

納付書払いで新しい納付書が届いた場合、「納めていただく保険料」欄と見比べて、前回時点でお送りしたものと差し替えてお支払いください。差し替える必要がないものはお手持ちの納付書でお支払いください。

D

・加入者
※6人を超えた場合は表の下に人数・保険料が合計で表示されます。
・加入者の保険料がかかっている月
・加入者毎の計算の基礎になる賦課基準額
・加入者毎の年間保険料と区分ごとの内訳

詳細はP９～１１へ

この資料によく出てくる区HPページ番号の活用方法

①区HP内の　検索窓　にページ番号の数字のみ（半角、全角どちらも可）を入力し、検索する。

②入力した区HPページ番号のページが開かれます。

A 納入通知書上部【宛名・送付理由・保険料決定期間等】

世帯主の国保加入の有無にかかわらず、世帯主宛にお送りします。世帯主が国保加入者でない場合は、（国保に加入しているのはご家族の方です。）と表示されます。

記載された**年度（４月～3月の間の保険料がかかる加入期間）**の国民健康保険料についての通知です。

154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
国保　太郎　様
（国保に加入しているのはご家族の方です。）

世田谷区国民健康保険料納入通知書

あなたの世帯の
令和　　年　　月から令和　　年　　月まで
（令和　　年度　　分）の国民健康保険料を
決定しましたので通知します。

この通知についてのお問い合わせは下記へお願いします。

国保取得・脱退、保険料の計算	資格賦課☎03-5432-2331
保険料の口座振替,還付金,及び支払い済み額	収納係　☎03-5432-2339
保険料の納付相談及び延滞金の計算	徴収推進☎03-5432-2343
ＦＡＸ　03-5432-3038	

【この通知をお送りした理由】

通知をお送りした理由が表示されます。詳しくは**よくある質問集（区ＨＰページ番号１９２４７２）**をご確認ください。

記号番号

お問い合わせの際は、「記号番号」をお知らせください。

B 【1　世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。】

詳細は❶～❺に分けて４ページに記載しています。

❺「今回の通知内容」の金額について決定を行いましたのでご確認ください。

❹「前回」には前回の決定内容を記載しています。（年度の初回決定時は空白になります。）

1　世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。

	均等割軽減	基礎分（医療分）保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護保険料（40歳から６４歳までの方に賦課）		年保険料
		賦課基準額	所得割額	賦課基準額	所得割額	賦課基準額	所得割額	
		人数	均等割額	人数	均等割額	人数	均等割額	
前回		円	円	円	円	円	円	円
		人	円	人	円	人	円	
増減		円	円	円	円	円	円	円
		人	円	人	円	人	円	
今回の通知内容		円	円	円	円	円	円	円
		人	円	人	円	人	円	

❶ ❷ ❹ ❺ ❸

１年間（４月～翌年３月）の保険料を記載しています。
世帯内の国保加入者分の合計額です。

B 【１　世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。】解説

❶ 所得割額

国民健康保険の加入者の前年（１月～１２月）の所得金額に応じて計算されます。

・賦課基準額・・・国保加入者の所得割額を算出するための基とする金額です。賦課基準額に含まれる主な所得については区HPページ番号３２１２９をご確認ください。

→賦課基準額の算出方法：世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額（給与・年金・事業・不動産等の所得など）から、住民税基礎控除額のみを控除した金額です。

❷ 均等割額

国民健康保険の加入者の人数に応じて計算します。

❸ 均等割軽減（申請不要）

世帯の前年合計所得が一定の基準以下の場合、保険料計算時に世帯の均等割額に対して保険料の軽減を自動的に行います。

軽減制度の詳細については区HPページ番号１９３３８２をご確認ください。

軽減が適用されている世帯には、「均等割軽減」の項目に「７割軽減・５割軽減・２割軽減」の軽減割合が記載されます。

空欄の場合は適用対象外です。

❹ 増減

年度途中に加入や脱退を行った人や所得等の変更のあった人に対して、**加入月数分の保険料を月割りで計算し**、増額または減額金額を記載しています。

❺ 今回の通知内容

世帯加入者の年間の保険料額の合計について記載されます。

【2　各期のお支払い保険料は、次のとおりです。】

詳細は❶～⓫に分けて、普通徴収については６ページ、特別徴収については７ページに記載しています。

2　各期のお支払い保険料は、次のとおりです。

【普通徴収】（納付書によるお支払い分）

❶	前回	今回	お支払い済みの保険料	納めていただく保険料	納期限
４月期	❷	❸	❹	❺	❻
５月期					
６月期					
７月期					
８月期					
９月期					
１０月期					
１１月期					
１２月期					
１月期					
２月期					
３月期					
合計					

【特別徴収】（年金からの天引き分）

❼	前回	今回
4月期	❽	❾
６月期		
８月期		
１０月期		
１２月期		
２月期		
合計		

・来年度前半の特別徴収金額（仮徴収）

4月期		
６月期		
８月期		

❿

⓫ ☆令和　年　　月　　日現在で確認がとれているお支払い状況で作成しています。

１年間（４月～翌年３月）の保険料を記載しています。
世帯内の国保加入者分の合計額です。

●【普通徴収】（納付書によるお支払い分）

納付書や口座振替による納付の場合は、各期の納期限や納付額、通知作成時点で把握している納付済額、納付済額を差し引きした変更後の納付額が記載されます。

保険料の加入月と納付月の関係（目安）

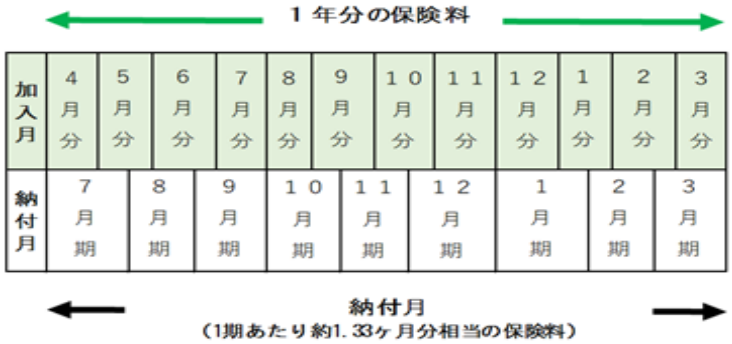

❶　納付期月

お支払いの割り付けがある月です。国保は後払いのため、加入月と支払いの割付がある月はずれることがほとんどです。

例）今年度12か月分(４月～翌年３月分)を７月～翌年３月までの９回払い(１期あたり1.33か月分)

❷　前回

前回（変更前）の決定内容を記載しています。（年度の初回決定時は空白になります。）

❸　今回

今回（変更後）の決定内容を記載しています。なお、世田谷区では世帯内の加入者全員分の年間保険料を合算して、納付期月に割り付けているため、期月毎の個人別内訳はございません。年額の個人別内訳はD【３　世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】（９～１１ページ）の❹にてご確認ください。

❹　お支払い済みの保険料

⓫の日現在で確認できたお支払い状況で作成し、お支払い済みの保険料を記載しています。金融機関等でお支払いいただいてから当課で確認できるまで２週間程度かかります。お支払い済みで行き違いとなった場合はご容赦ください。

❺　納めていただく保険料

納めていただく保険料を記載しています。❻の納期限までに各期月毎にお支払いいただきます。納付書払いで新しい納付書が届いた場合、この欄と見比べて、前回時点でお送りしたものと差し替えてお支払いください。差し替える必要がないものはお手持ちの納付書でお支払いください。

❻　納期限

各期月の納期限を記載しています。各期月の末日あるいは末日が土日・祝日の場合は翌営業日となっています。期日までにお支払いが難しい方は保険料収納課徴収推進（０３－５４３２－２３４３）へご連絡ください。

⓫　通知の作成状況の基準日

納入通知書はこの日時点での情報で作成しています。この日以降に届け出た場合等、行き違いとなっている可能性がありますので、ご容赦ください。

●【特別徴収】（年金からの天引き分）

特別徴収（年金からの天引き）による納付の場合は、年金から天引きされる金額が記載されます。特別徴収の対象となる世帯や特別徴収の保険料の割り付け方についてなど、詳しくは区ＨＰページ番号３２１２６にてご確認ください。

❼　納付期月

お支払いの割り付けがある月（年金受給月と同一）です。保険料の割り付け方については、区ＨＰページ番号３２１２６にてご確認ください。

❽　前回

前回（変更前）の決定内容を記載しています。年金から天引きされる金額（特別徴収金額）を表示しています。

・空白の場合…年度の初回決定時や、昨年度は普通徴収で今年度１０月から特別徴収に切り替わる方は空欄です。

・金額表示がある場合…前年度から特別徴収が続いていて、仮徴収がある場合は４・６・８月期に金額が表示されます。

❾　今回

今回（変更後）の決定内容を記載しています。なお、世田谷区では世帯内の加入者全員分の年間保険料を合算して、納付期月に割り付けているため、期月毎の個人別内訳はございません。年額の個人別内訳はD【３　世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】（９～１１ページ）の❹にてご確認ください。

❿　来年度前半の特別徴収（仮徴収）

翌年度４月・６月・８月の特別徴収保険料は、今年度の２月期保険料と同額になります。これを仮徴収といいます。

⓫　通知の作成状況の基準日

納入通知書はこの日時点での情報で作成しています。この日以降に届け出た場合等、行き違いとなっている可能性がありますので、ご容赦ください。

D　3　世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】

詳細は❶～❺に分けて９～１０ページに記載しています。

❹**一人ずつの保険料**を計算した**年間保険料額**が表示されます。

3　世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。

国保加入者氏名	加入期間 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	所得割の算出基礎 令和　年度賦課基準額	保険料	基礎分（医療分） 月数	年保険料	後期高齢者支援金分 月数	年保険料	介護分 月数	年保険料
国保　花子	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1 350 000 ★							
国保　次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100 000							
国保　洋子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	# 0							

❶　❷　❸　❹　❺

他　　人（保険料　　円）

計　　人（保険料合計　　円）（うち介護保険２号保険者該当　　人）

【重要】空欄の方へ

世帯主と国保加入者(１８歳～６９歳の方)は、収入の有無に関わらず、所得の申告が必要です。詳しくは次ページ❸の「⚠❸**が空欄の方へ**」をご確認ください。

この表では国保加入者の月ごとの加入状況や国保加入者個人ごとの年間保険料額の内訳を示しています。年度の途中で脱退をした場合は、**月割りで計算します**。日割りはございません。※月の末日時点で加入していた場合、その月の保険料がかかります。

❶　国保加入者氏名

実際に国保に加入している方や国保に加入していた期間（保険料がかかる期間）がある方が記載されます。人数が多く、記載しきれない場合、表の下に人数や保険料額等が表示されます。

❷　加入期間

月の末日時点で国保に加入している月（国保で保険料が発生する月）に記号（〇または◎）が表示されます。

・「◎」・・・国保に加入している月で、４０～６４歳の方で基礎分（医療分）保険料+後期高齢者支援金分保険料が発生し、**介護保険料も含まれている**月です。

・「〇」・・・国保に加入している月で、３９歳以下または６５歳以上の方で、基礎分（医療分）保険料+後期高齢者支援金分保険料が発生します。介護保険料は含まれておりません。

❸　所得割の算出基礎　令和　　年度賦課基準額

各国保加入者の所得割額を算出するための基とする金額（賦課基準額）が表示されます。国民健康保険の加入者の前年（１月～１２月）の所得金額に応じて計算されます。賦課基準額に含まれる主な所得については区ＨＰページ番号３２１２９をご確認ください。

・賦課基準額・・・世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額（給与・年金・事業・不動産等の所得の合計額）から住民税基礎控除額のみを控除した金額の世帯合計額です。

例）今年度保険料（４月～翌年３月）を算出する時は、前年（１月～１２月）の所得金額を基とする。

・軽減の適用の有無

以下の軽減が適用されていた場合、表示されます。世帯の均等割軽減はB　納入通知書上部【１　世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。】（３～４ページ）をご確認ください。また、各軽減制度の詳細については区HPページ番号１９３３８２をご確認ください。

「＊」…非自発的失業者の軽減　「＃」…未就学児の均等割軽減　「@」…産前産後期間の免除　「&」…非自発的失業者の軽減及び産前産後期間の免除

⚠❸が空欄の方へ　（１８～６９歳の方）

前年の所得が未申告の方や世田谷区に転入されたばかりの方は、空欄になっています。また、**世帯主と国保加入者(１８歳～６９歳の方)は、前年の（１月～１２月に日本での）収入の有無に関わらず、所得の申告が必要です。**未申告の方は、１月１日時点の住所地に住民税申告をしてください。

申告済みの方は、所得情報が反映され次第、再計算します。（※確定申告をされた方や、勤務先から源泉徴収票を受け取った方については、基本的に住民税申告は不要です。）

いずれの場合も、所得情報が反映され次第、再計算します。このため、後日保険料が変更になった通知が月の中旬に発送される可能性があります。変更の通知が届くまでは現在の保険料額でお支払いください。なお、**再計算の結果、保険料に変更がなかった場合、通知は出ません**のでご了承ください。

１月１日時点の住民登録地	提出する申告書	提出先
国外	国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）	国保・年金課資格賦課
国内（世田谷区）	住民税の申告書	課税課（区HP🔍10163）
国内（世田谷区外）	住民税の申告書	１月１日に住んでいた自治体

❹　保険料

国保加入者の一人ずつの保険料を計算した年間保険料額が表示されます。年齢、加入期間、賦課基準額等を基に算出しています。

❺　❹の基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護分の３つの区分に分けた内訳です。計算では、各区分の中で、所得割額と均等割額に分かれています。

・基礎分（医療分）保険料：国保の財源で、医療費にあてます。

・後期高齢者支援金分保険料：後期高齢者医療制度への支援金です。

・介護分保険料：４０～６４歳の方の介護保険料です。

→年度の途中で４０歳になる方

４０歳になる月（誕生日が１日の方はその前月）の分から、介護分保険料をお支払いいただきます。

→年度の途中で６５歳になる方

６５歳になる月の前月（誕生日が１日の方はその前々月）までの介護分保険料をお支払いいただきます。

各区分毎に最高限度額（上限額）があり、加入者全員の保険料額を算出し、超過した場合、超過額は切り捨てられ、最高限度額へ下限調整されます。

・所得割額：加入者の前年中（１月～１２月）の所得に応じて負担する保険料です。

・均等割額：おいくつの方であっても、加入者一人ひとりが均等に負担する保険料です。なお、令和４年度から未就学児の均等割額は５割軽減されます。

・加入月数は月の末日時点で加入していた月（保険料がかかる月）を数えます。

（参考）保険料の算出方法

	基礎分（医療分）保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料
所得割額	加入者全員の 賦課基準額合計 ×所得割率×加入月数 ÷１２	加入者全員の 賦課基準額合計 ×所得割率×加入月数 ÷１２	**４０～６４歳**の 加入者全員の賦課基準額合計 ×所得割率×加入月数 ÷１２
均等割額	加入者数 ×均等割額×加入月数 ÷１２	加入者数 ×均等割額×加入月数 ÷１２	**４０～６４歳の**加入者数 ×均等割額×加入月数 ÷１２

保険料計算のための所得割率・均等割額は毎年度変わります。

保険料率等の具体的な数字は区ＨＰページ番号３２１２９をご確認ください。

※次年度の保険料率等は３月下旬に決まります。